

加古川市情報通信技術等を活用した技術実証支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市情報通信技術等を活用した技術実証支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、補助金等交付申請書に別表2に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(実績報告)

第4条 補助申請者は、補助事業実績報告書に別表3に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第5条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税

額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(補則)

第6条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 2 条関係)

| | | |
|---------|---------|---|
| 補助金等の種類 | 性質 | 事業費補助 |
| | 目的 | 情報通信技術等を活用した技術実証を支援することで、市民中心の課題解決型スマートシティの実現を推進するため。 |
| 補助金等の範囲 | 対象となる者 | 次に掲げる全ての要件を満たす者。 (1) 加古川市長の承認を受けた技術実証を自ら実施できる企業、研究機関、団体等で法人格を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (3) 市税を滞納していない者であること。 (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。 (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 (6) 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱(平成 24 年 3 月 16 日総務部長決定)に規定する暴力団等でないこと。 |
| | 対象となる経費 | 加古川市スマートシティ構想に掲げる基本目標を達成するために必要となる次に掲げる経費。 (1) 報償費(講演会やイベント等の講師への謝礼) (2) 消耗品費(10万円未満の物品) (3) 燃料費(情報通信機器等の燃料) (4) 印刷製本費(パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷代) (5) 通信運搬費(技術実証に必要な物品の運搬費) (6) 保険料(技術実証に直接関係する保険の掛金) (7) 委託料(システムや情報通信機器の導入などの専門業務、データ分析や資格等が必要な業務の委託料) (8) 使用料及び賃借料(使用するシステム、情報通信機器等又は技術実証に必要な施設や土地を使用又は借り上げる経費) (9) 交通費(技術実証に必要な移動に関する費用) |

| | | |
|-------------|----------|---|
| | 対象外となる経費 | <p>(1) 補助金の助成事業であることを明記しない印刷物の印刷製本費</p> <p>(2) 支出の内容や金額、支出先等が確認できないもの</p> <p>(3) 事業ではなく団体運営にかかる費用</p> <p>(4) 事業者内に対する賃金、報償費、委託料など</p> <p>(5) 食糧費や会食にかかる経費など、飲食に関する費用</p> <p>(6) 団体が所有している備品等の不具合を修繕するための費用</p> <p>(7) イベント参加者へ配布する記念品や参加賞、景品などの費用</p> <p>(8) その他、補助事業に直接関係のない経費や、社会通念上補助すべきでないと認められる経費など、市長が適当でないと認める費用</p> |
| 補助金等の補助率又は額 | 補助率 | 補助対象経費の2分の1以内 |
| | 補助金の額 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限 200 万円 ・ 千円未満は切り捨て |

別表 2 (第 3 条関係)

| |
|--|
| 補助金等交付申請書添付書類 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 誓約書 ・ 市税確認承諾書 ・ 納税証明書 (その 3 の 3) ・ 登記事項証明書 (申請日前 3 カ月以内に発行されたもの) ・ その他予定する事業内容を確認できる書類 |

別表 3 (第 4 条関係)

| |
|--|
| 補助事業実績報告書添付書類 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 収支決算書・ 事業記録・ 支払いを証明する書類・ その他事業実施を証する書類の写し |